

平成21年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
会 期	1
応招議員・不応招議員	2
12月18日(金)	
○議事日程	3
○出席議員・欠席議員	4
○説明のための出席者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議長のあいさつ	5
○管理者のあいさつ	5
○議事日程の報告	6
○日程第 1、会議録署名議員の指名	6
○日程第 2、会期の決定	6
○日程第 3、諸報告	6
○日程について	7
○日程第 4、平成21年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算 (第3号)(議案第9号)	7
○日程第 5、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例 制定の件(議案第10号)	7
○日程第 6、埼玉県市町村総合事務組合の規約の一部変更について(議 案第11号)	7
○日程第 7、工事請負契約の締結について(議案第12号)	7
○日程第 8、専決処分の承認を求めることについて(坂戸、鶴ヶ島下水 道組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び管理者及 び副管理者の報酬に関する条例の一部を改正する条例関係)(議案第13 号)	7
○日程第 9、専決処分の承認を求めることについて(坂戸、鶴ヶ島下水 道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例関係)(議案第14 号)	7
○日程第10、一般質問	31
○議長のあいさつ	36

○管理者のあいさつ	3 6
○閉会の宣告	3 7

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第18号

平成21年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成21年11月18日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 伊 利 仁

記

1 期 日 平成21年12月18日

2 場 所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂

○会 期

平成21年12月18日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	藤	原	建	志	議員	2 番	齊	藤	芳	久	議員	
3 番	加	藤	則	夫	議員	4 番	井	上	勝	司	議員	
5 番	山	中	基	充	議員	6 番	大	山		茂	議員	
7 番	宮	崎	弘	子	議員	8 番	武	井		誠	議員	
9 番	大	曾	根	英	明	議員	10 番	高	野	宜	子	議員
11 番	滑	川	光	彌	議員	12 番	石	川		清	議員	

不応招議員（なし）

平成21年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会 第1日

平成21年12月18日（金曜日）

○議事日程（第1号）

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸報告

(1)現金出納検査の結果について（監査報告第4号）

(2)平成21年度定期監査の結果について（監査報告第5号）

(3)議事説明者について

日程第 4 議案第 9号 平成21年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第3号）を定める件

日程第 5 議案第10号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 6 議案第11号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約の一部変更について

日程第 7 議案第12号 工事請負契約の締結について

日程第 8 議案第13号 専決処分の承認を求めることについて（坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び管理者及び副管理者の報酬に関する条例の一部を改正する条例関係）

日程第 9 議案第14号 専決処分の承認を求めることについて（坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例関係）

日程第10 一般質問

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	藤原建志	議員	2番	齊藤芳久	議員
3番	加藤則夫	議員	4番	井上勝司	議員
5番	山中基充	議員	6番	大山茂	議員
7番	宮崎弘子	議員	8番	武井誠	議員
9番	大曾根英明	議員	10番	高野宜子	議員
11番	滑川光彌	議員	12番	石川清	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	伊利仁	副管理者	藤縄善朗
監査委員	村田悦朗	会計管理者	山崎静男
事務局長	金子久夫	事務局次長	新井邦男
総務課長	新井正美	企画調整長	森田進一
業務課長	吉田文夫	建設課長	杉田泰明
建設課 主席主幹	内田好久	維持管理 課長	矢作芳和
維持管理課 主席主幹	千葉峰男		

事務局職員出席者

書記	宇津木優明	書記	菊地征一
書記	若狭英二		

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 井上勝司議長 現在の出席議員12人で全員であります。よって、定足数に達しております。ただいまから平成21年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長のあいさつ

- 井上勝司議長 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成21年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中、早朝よりご出席を賜り、ここに開会できますことは、本組合発展のため、まことに喜ばしい次第でございます。

本日提案されております議案は、平成21年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算(第3号)を定める件ほか重要議案が提出されております。

何とぞ慎重ご審議をいたしまして、本定例会が無事終了できますようご協力をお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。



◎管理者のあいさつ

- 井上勝司議長 伊利管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

伊利管理者。

- 伊利 仁管理者 議員の皆さん、おはようございます。議長からお許しをいただきましたので、ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、平成21年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、極めてご多用の中、ご健勝にてご出席を賜り、ここに議会の成立を見ることができましたことは、本組合発展のためにまことにご同慶にたえないところでありまして、衷心より厚く御礼を申し上げる次第であります。

さて、本年度も第3・四半期を終えようとしておりますが、引き続き普及率向上に向け面整備工事を行い、鋭意努力をいたしているところでございます。

本日ご提案申し上げます議案は、平成21年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算(第3号)を定める件のほか5件でございますが、いずれも本組合運営上重要な案件でございます。何とぞ慎重ご審議を賜りまして、適切なるご結論をいただきますよう心からお願い申し上げ、ごあいさつといたします。

何とぞよろしく願いいたします。

- 井上勝司議長 ありがとうございます。

◇

◎議事日程の報告

○井上勝司議長 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりです。

◇

◎会議録署名議員の指名

○井上勝司議長 ただいまから本日の議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、

2番 齊藤芳久 議員

3番 加藤則夫 議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○井上勝司議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○井上勝司議長 ご異議なしと認めます。

よって、平成21年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◇

◎諸報告

○井上勝司議長 日程第3、諸報告をいたします。

初めに、監査委員より、平成21年8月分から10月分に係る現金出納検査の結果についての報告及び平成21年度定期監査の結果についての報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

続いて、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸報告を終わります。

◇

◎日程について

○井上勝司議長 お諮りいたします。

日程第4、議案第9号 平成21年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第3号）を定める件から日程第9、議案第14号 専決処分の承認を求めることについてまでを一括議題といたしたいと思ます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○井上勝司議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

◇

◎議案第9号～議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○井上勝司議長 日程第4、議案第9号 平成21年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第3号）を定める件から日程第9、議案第14号 専決処分の承認を求めることについてまでを一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○伊利 仁管理者 ただいま議題となっております議案第9号から議案第14号までの6件につきまして順次提案の理由を申し上げます。

まず、議案第9号 平成21年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第3号）を定める件であります。歳入歳出それぞれ7,894万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を41億5,416万8,000円にしようとするものであります。

主な内容といたしましては、諸般の事情を勘案し実施をいたしました、議員、管理者及び職員の給与等の条例改正に伴い、所要額と規定予算額との調整を行うとともに、飯盛川雨水幹線用地の売買について地権者との協議が調いましたので、所要の額を計上した次第であります。歳出に見合う財源といたしましては、用地購入分につきましては、下水道整備基金よりの繰り入れを行うとともに、構成市の負担金を調整し、収支の均衡を図った次第であります。

次に、議案第10号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制定の件であります。現行の下水道使用料金につきましては、12年の間、効率的な管理運営を図り据え置いてきましたが、今回維持管理費のほか、資本費に対する使用料の充当率を引き上げ、下水道事業の健全な財政運営と負担の公平性を図るために所要の改正をいたしたく、本案を提出した次第であります。

次に、議案第11号 埼玉県市町村総合事務組合の規約の一部変更についてであります。加須市の埼玉県市町村総合事務組合への加入に伴い同組合の規約を変更することについて、関係自治体の協議が必要な

ことから、地方自治法第290条の規定により、本案を提出した次第であります。

次に、議案第12号 工事請負契約の締結についてであります。本工事は、鶴ヶ島市大字藤金及び共栄町地内に汚水幹線を推進工法により布設しようとするものであります。工事請負業者につきましては、先月25日一般競争入札として入札を執行したところ、21社が参加し、徳江工業株式会社が落札をいたしました。落札額は1億9,929万円であり、工期につきましては、契約締結日から平成22年3月31日までとし、繰越明許に係る諸手続完了後に平成22年10月22日まで延伸することとし、ここに本契約について議会のご議決をお願いを申し上げます。

次に、議案第13号 専決処分承認を求めることについて及び議案第14号 専決処分承認を求めることについてであります。現下の厳しい社会経済情勢と諸般の事情を勘案し、議会の議員及び管理者等の期末手当及び人事院勧告を尊重し、国及び埼玉県に準じ、職員の給料等について、緊急に関係する条例を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年11月27日専決処分したので、同法第179条第3項の規定により、議会においてその承認をお願いするものであります。

以上、提案の理由を申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○井上勝司議長 これより各案件につき単独質疑、討論、採決を行います。

初めに、日程第4、議案第9号 平成21年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第3号）を定める件に対する質疑に入ります。

6番、大山茂議員。

○6番（大山茂議員） では、ただいま議題となっております第9号、補正予算に関して、歳入歳出1点ずつ、2点質疑いたします。

歳入のほうに関しては、3ページに掲載されております公債費負担金ですが、公共下水道償還利子の構成両市の負担金がそれぞれ大きな額減額するということで、合わせて4,309万2,000円減額ということですが、この利子についての負担金、これを減額するという根拠を示していただきたいと思っております。

歳出のほうでは、人事院勧告に基づく給料及び職員手当について、それぞれ減額されておりますが、一部人事異動に関して増額している部分もありますが、大半は給料及び職員手当、人事院勧告に基づくとしての減額であります。この影響額についてお尋ねします。

以上2点お願いします。

○井上勝司議長 新井総務課長、答弁。

○新井正美総務課長 お答えいたします。

初めに、公債費の減額であります。平成21年度当初予算では汚水事業維持管理費の財源としまして、公債費負担部分を除き、すべて公共下水道使用料を充当しておりました。今回の補正予算では、汚水事業維持管理費の件費相当分の減額が見込まれるため、当初財源として充当しておりました公共下水道使用料を公債費の財源へ振りかえた結果、公債費の財源として計上しておりました構成市の負担金相当額が減額となったものでございます。

次に、人事院勧告に伴います職員1人当たりの影響額であります。給料につきましては、月額約535円の減額、期末手当等の0.15月分の減額により影響額につきましては、職員1人当たり平均6万9,000円

の減収の見通しとなってございます。

以上でございます。

○井上勝司議長 よろしいですか。

6番、大山茂議員。

○6番(大山茂議員) それでは、1点再質疑させていただきます。

職員1人当たりの減額が6万9,000円というふうに示されましたが、こうした給与の減額について、職員の家計への影響がさまざまあるのではないかというふうに思われますが、この1人平均6万9,000円という減額について、職員の家計への影響をどのようにとらえているのでしょうか、お伺いします。

○井上勝司議長 新井総務課長、答弁。

○新井正美総務課長 再質問についてお答えいたします。

公務員にとりましても給与は生活給でございますので、引き下げにより不要不急の出費は避ける面もあるかと存じます。このことが家計に及ぼす影響を否定するものではございませんが、現下厳しい経済不況下にあつて、民間の給与動向がここまで落ち込んでいる状況において、公務員の給与のみが温存することは考えにくく、むしろ民間との痛みを共有することが肝要と存じております。

以上でございます。

○井上勝司議長 よろしいですか。

5番、山中基充議員。

○5番(山中基充議員) 5番、山中基充です。平成21年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算(第3号)について質疑を行わせていただきます。

7ページの雨水事業建設費1億810万7,000円の件でございますが、これは当初1,236平米の雨水幹線用地を買い取るということで、それを基金で充当するというのは伺っておりまして、今回契約締結に伴いまして基金を取り崩すことによってその用地を買収するという事は理解しておりますけれども、この際、基金を取り崩すということで、5億を切るぐらいの基金残高だったというふうに思っておりますけれども、その基金残高の影響についてお伺いをさせていただきます。

あと1点、今回人事院勧告にのっとりまして人件費相当分が減ったと、そしてその分、下水道使用料に充てていた分を削減をして、そして構成市に返すということになったわけですが、実質人件費を減らすということは、ほかの市町村でも先進的なところはやっておりますけれども、それをもって何かほかの事業に生かすとか、またこの場合は今のある意味危機的な基金状況を考えると、基金に繰り入れるということをするべきではなかったのかなということも考えますので、その点に含めてご返答をお願いいたします。

○井上勝司議長 新井総務課長、答弁。

○新井正美総務課長 お答えいたします。

下水道整備基金の関係でございますが、下水道整備基金につきましては、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道整備基金設置条例が定めておりまして、その設置目的につきましては、下水道の整備費用に充てるためのものでございます。基金の残高でございますが、本年度予算に当たりましては、構成市との協議によりまして2億9,472万円当初繰り入れを行い、その後5,122万円を補正で繰り入れを行いまして、今回1億

810万7,000円を繰り入れをさせていただきますと、本年度の基金の繰入額では4億5,404万9,000円となりまして、残高としましては2億8,662万8,000円となる見込みでございます。

次に、予算への影響であります。平成20年度の8月に事業認可の拡大及び事業期間を延伸する期間を取得し、計画的に下水道整備を進めるためには、本年度も効果的な運営を図るため事業精査し取り組んでおりますが、平成22年度予算においても同様な事業を精査しながら計画を進めるような予算措置でございます。その中で影響でございますが、計画どおり行う場合におきましては、坂戸市、鶴ヶ島市の負担金がふえることとなりますが、また公営企業健全化計画におきましても一定期間の組合債の借り入れができなくなるようなことが考えられ、事業の実現が難しくなることと考えてございます。

以上でございます。

○井上勝司議長 5番、山中基充議員。

○5番（山中基充議員） 5番、山中基充でございます。再質疑を行わせていただきます。

今年度だけでも約4億5,000万円の基金を取り崩していろいろな事業をやっていると、でもこれが足りなくなってくると、明年の事業計画においては組合債を組むのも支障が出てくるという危機的な状況で、残額はこれによって2億8,000万円ぐらいということだというふうに理解をいたしましたけれども、この基金残高2億8,000万円というものは、当組合としてはかなり危機的な数字ではないかなというふうに考えるのですけれども、その点について説明をお伺いいたします。

○井上勝司議長 新井総務課長、答弁。

○新井正美総務課長 お答えいたします。

基金の関係ですが、基金がどのくらいあればということかと思いますが、かつて水処理センターの建設費、管路施設の修繕費用としまして約10億円というお話をさせていただいておりますが、水処理センター供用開始以来、大きな事故、災害による被害もございませんでしたが、水処理センター、管渠施設等も老朽化をしてきているところであります。組合が基金にありますと緊急時に早急対応できると思いますが、いずれにしても今後不測の事態が発生した場合及び基金への積み立てにつきましては、構成市と協議をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○井上勝司議長 5番、山中基充議員。

○5番（山中基充議員） 5番、山中基充でございます。

再々質疑ということになりますので簡潔にしたいと思いますけれども、下水道組合の事業というのは、何も汚水処理だけではなくて、特に下水の入っていらっしやらない、いわゆる公費で賄うべき雨水排水の雨水管理というものも大きなことを占めていると思っておりますけれども、当然この基金というのはそういった面についても準備として用意するべきものではないのかなというふうに、答弁の中にはどうしてもちょっと汚水関係のお話しか出てまいりませんでしたけれども、その点について確認をさせていただきます。

○井上勝司議長 新井総務課長、答弁。

○新井正美総務課長 お答えします。

基金につきましては、汚水事業、雨水事業合わせて、また大谷川排水ポンプ場維持管理ですか、そちら等も含めてでございます。

以上でございます。

○井上勝司議長 2番、齊藤芳久議員。

○2番(齊藤芳久議員) 2番、齊藤芳久です。2点ほど質問させていただきます。

1点目につきましては、総務費の先ほど説明ありました人事異動につきまして、その人事異動の目的についてお伺いしたいと思います。

それから、7ページの雨水事業の建設費の用地取得について、なぜこの時期かということについて、その2点についてお伺いしたいと思います。

○井上勝司議長 新井総務課長、答弁。

○新井正美総務課長 お答えいたします。

総務費の一般管理費の関係でございますが、補正額としまして2,943万円の増額でございます。内容につきましては、本年4月から新たに県、構成市等、また組合内部の調整といたしまして、企画調整課という課を新設させていただきました。その関係で3名の職員を新たに一般管理費で計上させていただいた関係で補正の増となります。また、これに伴います当然人事院勧告等のほうの精査はさせていただいております。3名の職員の増でございます。

以上でございます。

○井上勝司議長 杉田建設課長、答弁。

○杉田泰明建設課長 お答え申し上げます。

雨水事業建設費の用地購入費でございますが、これにつきましては、飯盛川雨水幹線、これにつきましては昭和47年に事業認可を取得いたしまして、昭和50年から用地買収を進めて事業に着手してまいりました。しかしながら、今回の用地1,236平米につきましては買収に至らず、損失補償ということで借り上げて水路を飯盛川の雨水幹線として使用しておりました。その間、用地買収に応じていただけるよう代替地等要望等を十分に交渉を重ねてまいりましたが、本年6月になりまして売却の意思表示がございましたので、去る9月議会においてその用地取得に係る単価の算定のための鑑定評価に係る経費をご議決いただきまして、その評価に基づきまして交渉を重ねた結果、地権者から売り渡しの承諾が得られたものでございます。

以上でございます。

○井上勝司議長 よろしいですか。

○2番(齊藤芳久議員) はい。

○井上勝司議長 ほかに。

〔「なし」の声〕

○井上勝司議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

最初に、本案に反対の者の討論を求めます。

6番、大山茂議員。

○6番(大山茂議員) 6番、大山茂です。ただいま議題となっております議案第9号、下水道組合一般会計補正予算について、反対討論を行います。

この補正予算は、飯盛川雨水幹線用地の購入費などで歳出の大幅増ということが一つの特徴ではありますが、全体は税額補正でありながら見過ごすことができないのが職員給与の減額についてであります。人事院勧告に準じた給与改定ということではありますが、職員1人当たり約6万9,000円を減額するという提案であります。さらに、12月の期末勤勉手当から減額分の差額を差し引くという手法のことで、住宅ローンの返済などに12月の期末勤勉手当を当てにしていた職員には大きな打撃となります。6月議会での職員給与条例改正に続いて今回の減額提案であります。

そもそも人事院勧告は、1948年7月の政令で公務員の団体交渉権や争議権などの労働基本権が制限され、労使交渉で給与を決定する道が閉ざされました。それらの代償措置として公務員の利益を守ってきたものです。ところが、本年の6月議会、そしてこの12月議会における職員給与の大幅減額は、公務員の利益を損なう内容になっているだけではなく、我が国の民間給与は公務員給与がベースとなっており、今回の引き続いての減額は民間給与の引き下げへとつながり、さらには民間格差を口実として公務員給与を引き下げるといふ悪循環を生むことは火を見るより明らかなです。100年に1度と言われる日本の経済危機は、長引く不況の中で国民の消費意欲が低下し、内需が冷え込んできたことの累積があることは明らかなです。国民の懐を暖め、内需拡大をしなければ抜本的な日本経済の立て直しが困難と言われていています。職員の家計はもとより、地域経済へも大きな影響を及ぼしていきます。このような影響を持つ職員給与の減額は認められません。

以上申し述べ、本案の反対討論とします。

○井上勝司議長 次に、本案に賛成の者の討論を求めます。

2番、齊藤芳久議員。

○2番（齊藤芳久議員） 2番、齊藤芳久です。議案第9号 平成21年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第3号）を定める件について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

下水道組合においては、市民が豊かさや安心を実感できる生活環境づくりに必要な下水道施設の推進に取り組んでおりますが、まだまだ未整備の地区が多くあり、市民においては一日も早く下水道の使用ができることを待ち望んでおり、要望にこたえるよう企画担当者の配置を行うものであり、また人事院勧告を無視することなく尊重し、国、県及び構成市に準じて実施しました職員等の給与に関する条例の一部を改正したもので、社会現状に合わせて適切な処置が行われるものと理解しております。また、雨水事業においては、当組合の長年の懸案でもありました幹線用地の購入のための費用であり、この時期でなくては解決し得ない適切な予算であると考えられます。

以上のような観点から本案に対する私の賛成討論といたします。

以上です。

○井上勝司議長 ほかにございませんか。

〔「なし」の声〕

○井上勝司議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○井上勝司議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第10号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制定の件に対する質疑に入ります。

3番、加藤則夫議員。

○3番（加藤則夫議員） 3番、加藤則夫です。

本議案の提案理由に下水道事業の健全な財政運営と負担の公平化を図るためとありますが、なお平成18年4月に総務省より下水道事業繰り出し基準の運用についての通知が出ております。改正後の整合性をお尋ねいたします。

○井上勝司議長 森田企画調整課長、答弁。

○森田進一企画調整課長 お答え申し上げます。

下水道事業の繰り出し基準に関するものでございます。下水道事業の適正化についてでございますが、総務省の自治財政局地域企業経営企画室から平成13年8月13日に発表されたもので、平成18年3月に発表されたものでございますが、今後の下水道財政のあり方に関する研究会、この報告がなされております。下水道事業における使用料については、基本的には汚水処理費に見合う額を設定すべきである、現在の使用料単価では汚水処理原価を回収できない事業にあっては、他の公共料金、特に水道料金や住民の負担が可能な額を勘案し、20立方月当たり3,000円、使用料単価につきましては150円でございますが、水準を引き上げるように、汚水処理単価150円を下回る場合には、使用料単価を当該汚水処理原価を上限とすることが望ましいという指示が記されております。現在、下水道組合におきましては、下水道使用料1,470円、20立方月当たりということでございますので、急激に料金を引き上げる等影響がございましたが、予想されると思いますけれども、組合といたしましては、この趣旨に従いまして案を提出した次第であります。

○井上勝司議長 ほかに。

12番、石川清議員。

○12番（石川 清議員） 12番、石川。議案第10号について数点質疑いたします。

1点目は、今なぜ値上げするのか。2点目、市民の負担はそれによりどのぐらいふえるのか。坂戸市、鶴ヶ島市の負担金はどのぐらい減るのか。それともう一つ、接続率はどうなっているか、お伺いいたします。

○井上勝司議長 森田企画調整課長、答弁。

○森田進一企画調整課長 石川議員さんの質問に対してお答え申し上げます。

平成19年度から下水道組合におきましては内部の検討を行ってまいりました。これにつきましては、下水道使用料の検討部会を19年、それと20年におきましては下水道事業の再評価に対しまして、料金改定に関する委員会に付託してございます。このような中で、19年、20年という形で実施してまいりましたけれども、やはり下水道の財政的なものを勘案いたしまして、本年度におきまして議会、21年の6月全員協議会を経て今回の提案となっております。

市への負担につきましては、坂戸、鶴ヶ島下水道組合全体予算、雨水、それから汚水でございますが、

あと地域し尿処理施設の費用でございませうけれども、これに基づきまして使用料で賄えない分につきましては公費負担という形で市の負担額を提出しております。決定してございませう。したがって、使用料につきましては、使用料が増額になれば負担金の額につきましては当然減ってくる、負担金につきましては、負担金多くなれば使用料の減額もあり得るという形でございませうけれども、今現時点ではそのような形になっております。

○井上勝司議長 吉田業務課長、答弁。

○吉田文夫業務課長 お答え申し上げます。

接続率につきましては、平均で92%でございませう。未接続世帯の件数につきましては、約2,000件ございませう。

以上でございませう。

○井上勝司議長 よろしいですか。

○12番（石川 清議員） 市民の負担は幾らふえるのですか。

○井上勝司議長 森田企画調整課長、答弁。

○森田進一企画調整課長 お答え申し上げます。

今現時点でおきますと、2カ月当たり、一般家庭で申し上げますと、これにつきましては、32トンがほぼ一般家庭の平均となっております。

○12番（石川 清議員） 1カ月当たりで。

○森田進一企画調整課長 1カ月当たり、今現時点2,310円が3,003円となる予定になります。月350円の増となる予定です。

○12番（石川 清議員） それから、負担金は幾ら減りますかと言っているのですけれども、両市の。

○井上勝司議長 新井総務課長、答弁。

○新井正美総務課長 お答えいたします。

下水道使用料が改定された場合でございませうが、来年度としまして見込みとしまして約3億2,000万円ほどの増額と、使用料改定した場合ですと3億2,000万円の増額、その分だけ減るといふ、失礼しました。3億2,000万円の減となるものでございませう。

○井上勝司議長 12番、石川清議員。

○12番（石川 清議員） では、2回目の質疑をいたします。

12年値上げしませんでしたよね。それで、普通だったら3年、5年で見直します。管理者、副管理者、執行部もその点は大きい責任があると思います。それと、水道を値下げするのにも2年ぐらいかかっていると。やっぱりこれだけ値上げするのであれば市民にも周知徹底する必要あると思います。その点はどう考えていたのかと、もう一点、もう数年前から財政が厳しくなっているというのわかり切っていることなのです。それは順次ちゃんとやっていくべきだと思います、順番を。それが一つはできていないと。それで、両市が財政厳しいのはわかりますが、その負担金を少なくするために値上げするというのはどうかなというの一点あります。確かに財政厳しいです。下水道もそうですが、その点いかに厳しくてこうやっていかななくてはいけないというのは、やっぱり市民に徹底すべきだと考えます。その点どう考えているのか。

また、接続率なのですが、2,000件まだやっていないと。今それについてどういう努力をしているのか、お伺いいたします。

○井上勝司議長 金子事務局長、答弁。

○金子久夫事務局長 石川議員さんのご質問にお答え申し上げます。

今まで12年間改定をしないで来たということにつきましては、当組合といたしましても水処理センターの委託を包括的民間委託にしたり、料金徴収を上水道、下水道と同時徴収ということで行ったり、いろいろと値上げをしなくてもいいような施策をしてきたということで、全体では大体3億ぐらいの減額をそれでもしてまいりました。そういうことで今まで来たわけですが、平成19年度に繰上償還等を行ってきた段階で、これは国のほうからも下水道財政の健全化をしなくては起債だとかそういうものについてもいろいろ問題出てくると。要するに、これは恐らく夕張市で財政破綻をしたということで、国のほうもそういうものを見なさいという指導がございました。そういうものも勘案して、当下水道組合につきましては、19年度に使用料の改定につきましては職員からの部会を開き、研究をし進めてまいりました。今までの過去3回この改定につきましては行っておりますけれども、過去3回と同じような道順で現在も進んできたつもりでございます。ただ、その中でやはり市民の声ということで何かを聞かなくてはならないのかなということで、これは下水道の事業再評価の関係でありましたので、そちらのほうに一般市民、これは大学の先生、学識経験者として大学の先生、あるいは下水道を利用していない方、利用している方、この5名の方にこの件に関しましてご意見をいただきました。そういう結果をもとに、やはり下水道財政の健全化は必要なのだということで進めてまいったわけでございます。

その前に、基本的には下水道につきましては、財政状況につきましては、常々毎年ホームページ等もどのくらいになっているかというのは出ているわけなのですが、基本的には下水道組合の手法としてはそういう形で今までやってきたと、それについてはまだ反省もありますけれども、こういう形で現在の下水道財政がやはりかなり厳しいところに来ているということがありますので、一応こういう形で今回は提出をさせていただいたわけでございます。

また、接続の関係でございますが、接続につきましても2,000件まだ接続されていない方いらっしゃいます。非常に職員も毎年必ず行ってお話はしております。なかなかそれが接続していただけないのです。それは、こちらの努力もいろんな角度でやっていきたいと考えておりますので、またそれについては努力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○井上勝司議長 よろしいですか。

12番、石川清議員。

○12番（石川 清議員） 2,000件毎年全部のうちへ行っているのですか。値上げする以上はそういうところからもお金を取ると、接続してもらおうと。やっぱり下水道組合のその努力が市民に見えなくてはいけないと思いますが、それを最後に1点お聞きいたします。

○井上勝司議長 吉田業務課長、答弁。

○吉田文夫業務課長 お答え申し上げます。

普及活動の関係でございますけれども、2,000件のうち昨年1,000件程度行っております。多くは老朽化、

また住んでいないとか、そういう家庭が多いものですから、なかなか行っても接触できないというのが事実でございます。その辺を解消するように今後も引き続き普及活動には努めてまいりたいと思います。

なお、10万都市の平均的な接続率でございますけれども、大体92%というのは当組合とで同じような数値になっております。

以上でございます。

○井上勝司議長 ほかに。

6番、大山茂議員。

○6番(大山 茂議員) 6番、大山です。ただいま議題になっております第10号、条例の一部改正に関して数点質疑を行います。

質疑に入る前に申し述べておくこととしては、この条例改正は平均改定率37.2%もの下水道使用料の値上げを行うということですが、構成市の負担金を現状とほぼ同額で推移させるなら、使用料の値上げは必要ないものであるということを示した上で、3点質疑いたします。

第1点、坂戸市議会の本会議、12月9日の市議会の一般質問で、私のほうから市の財政部門に対して、一部事務組合の負担金の見直しの考えについて質問を行いました。下水道組合の負担金の所管部門についてのその答弁では、下水道組合に対しては経費削減の努力はしている、金額については十分協議していく、そのような答弁でした。そのときに質問の趣旨の中で受益者負担のことについてはどうかということも含めて質問したわけですが、そのときには答弁としては、受益者負担については答弁されていません。いずれにしても、十分協議していくとありました。そこで、お伺いしたいのは、構成市の負担金の額、これについてはこの条例改正、第10号の条例改正との関係ではどのように協議を進めてきたのか、この1点お伺いします。

第2点、受益者負担だけに頼らないというような方法でこれまで一般財源の投入があったかと思えます。これは、下水道事業はそもそも環境対策という側面があります。また、未整備区域に対する対応ということもあります。そういった視点からすれば、引き続き構成市の負担金を求めて、これまでと同様、あるいはそれ以上の額を求めていくべきではないかと思えますが、その点の見解をお伺いします。

第3点、市民の理解を得るということではどうでしょうか。下水道使用料の見直しについて、検討委員会からの答申があったということですが、その検討委員会はこれまでのこの下水道議会の中の一般質問などでも触れてきましたが、市民公募の形すらとっていない。そうした経過で検討委員会に十分市民の代表が加わっていたのかどうかということでは、形の上では市民代表と言っているけれども、公募ではありません。この点で市民の理解を得るということではどうかということに疑問がありますが、さらに申し上げますと、12月4日に坂戸、鶴ヶ島上下水道を考える会が下水道組合への申し入れの行動がありました。それには同席させていただいたわけですが、そこに参加した市民から切実な声が続出しました。十分市民への説明がないということはもちろんですが、上下水道それぞれ市民は、とりわけ今の経済不況下で低所得者層あるいは年金だけで頼って生活する人、そういった人たちは上下水道それぞれ、上水道の使用量を節約するために大変な涙ぐましい努力をしていると。お風呂へ入る回数を減らしたとか、あるいはお風呂の水を前の水をそのまま使うとか、そういったような努力をしているというのが市民の現状であります。そういった状況の中で、この提案をするに当たって市民の理解を得るためにどのような努力をしてきたのか。

以上3点質疑いたします。

○井上勝司議長 森田企画調整課長、答弁。

○森田進一企画調整課長 大山議員さんのご質問にお答えいたします。

まず1点目の構成市の負担金についてどのように協議を進めていたかというご質問でございますが、坂戸市、鶴ヶ島市都市計画担当を窓口としております。その坂戸市、鶴ヶ島市の政策担当、財政担当を中心に下水道事業等予算の協議、それと調整を行いまして決定しております。なお、例年ですと3年間のローリングといえますか、3年間の下水道事業と当年度の予算、それから翌年度の予算について、毎年度構成市と協議を行いまして、また随時につきましては、事業計画、それから事業認可等を協議をしてそういうものを決定している状況でございます。

2点目の受益者負担だけにつながらないような、一般財源を投入すべきだろうと、環境対策について、形だけで引き継ぎ、構成市の負担を求めるべきではないというようなご質問でございますが、下水道事業以外の合併浄化槽で下水処理をしている方々は、ほぼ100%設置費を払って、維持管理費につきましてもその費用を捻出しております。全部ほとんど個人負担でございます。ただ、下水道事業はご質問の環境対策費、特に環境部門の対策でございますが、これにつきましては、下水道事業に係る資本費、建設をした場合に下水道組合の借金、組合債と申しますが、元利償還金を払っております。この分を公費負担という形で構成市のほうと協議した中で負担をいただけるというような内容になっておりまして、これにつきまして、平成20年度あるいは年度ごとにさらに公費負担をルールに従いまして繰り出しを行っております。構成市からの繰り出しにつきましては、雨水費につきましては全額公費負担と、税等の負担、それと分流式、今申し上げましたとおり、元利償還金を30%、分流式公共下水道に要する経費につきましては30%の経費を公費負担というような形になっています。それと、下水道事業に配慮するための下水道規制、これにつきましても事務費につきまして、これも人件費等の2分の1を公費負担、それと先ほど来普及活動を行っておりますが、水洗便所に改造する部分、これにつきましても普及促進に係る経費という形で、これも公費負担も当然必要だろうという形で、これも公費負担としております。また、不明水がございます。不明水につきましては、設計上405リッターの原単位で行っております。1人当たり1日405リッター、これに対して16%の地下水を見込んで下水道計画は行っておりますので、この流入に対して、特に雨等が汚水管に入ってしまう。この分につきましては、当然だれも使用しているものではございませんので、これにつきましては不明水という処理を経費としてその差し引き分、20年度であれば21%の不明水がございました。計画では16%ですので、5.8%の公費負担は必要だろうという形で公費負担の繰り出し基準がなされております。汚水経費に係る分については、または不特定多数の市民の方が使っている費用につきましては、これにつきましては公費負担というような形で下水道事業につきましては運営させてもらっております。

続きまして、3つ目の市民への理解を得るために努力していたかというご質問でございますが、市民への理解を得るために努力していたことにつきましては、下水道組合としては、公費を使いましてホームページを開設してございます。毎年当初予算、それと決算概要につきまして掲載してございますが、歳入につきましては、国庫補助金、使用料収入、負担金の状況を公表してございます。歳出につきましては、議会費、総務費、事業費、公債費等の状況を掲載し、市民に公表してございますので、これにつきましては、

各厳しい経済情勢等、下水道組合の財政状況を市民に公示している状況でございます。

以上でございます。

○井上勝司議長 よろしいですか。

6番、大山茂議員。

○6番(大山 茂議員) それでは、再質疑をさせていただきます。

ただいまの答弁ありました。とりわけ公費での負担、一般財源の投入については実に細かい説明はしていただきましたが、大事なことは、公共下水道を使用している人が負担するその使用料、このことが三十数%というそういう大幅な額で引き上がる、このことをどのように市民が納得し得るのか、そこが大きな争点となるところであると思います。3年間のローリングということで従来は負担金についての協議を進めてきたということがあります。そして、議員のほうにこれまで相談がかけられていたこととして、24年度を設定した1案から4案というふうなことが示されておりました。24年度ということですと、これは3年間ローリングということもあり、3年後の使用料とするのかなというふうに思っていました。そのことが誤解していたのだねと言われればそれまでですけれども、3年後どころかもう来年の5月に、この条例改正の中では来年の5月からこれを適用するというようなことですが、どうしてこの時期という、先ほど石川議員の質問もありましたけれども、この24年度という、すなわち3年後というふうな想定で資料が出されていたにもかかわらず、来年5月からと、このように短兵急にしていくということについて、この点についてのどういうふうなことであるか、1点お伺いします。

2点目、市民の理解を得るためにということに関しての答弁では、ホームページに掲載してあるとありますが、これは市民がホームページに掲載されてあるから、それで市民に説明ということは大変考えがたいことでもあります。私は、私自身やっとな機械に弱い私自身最近やっとなインターネットなどを使うようになっていきましたが、たまたま下水道の議員ですから下水道のホームページ見ることはあります。しかし、一般の市民が下水道組合今何を考えているのかな、どういうことを理解してもらおうとしているのかなという形で検索するというケースは極めてレアケースのようになるのではないかなと思いますが、いずれにしてもそういったことありますが、先ほど触れた、とにかく市民は水道、使用水量を節約するためにさまざまな努力もしております。何とかこの今の経済状況の中で、あしたあさっての食べる物どうするかということにきゅうきゅうとしている市民が大変多い状況の中で、そうした市民に対して37.2%という平均改定率の使用料値上げするという点に関して、そういった市民、先ほどのるる切実な声を出す市民、そういった市民に対してはどのような所見を持つのか、それ2点お伺いします。

3点目、これについてはぜひ管理者に答えていただきたいということで、3点目お伺いします。管理者である伊利市長は、2年前の市長選挙のときに水道料金は下げると、そのように公約をしておりました。2年をかけてやっとなこのほど部分的な値上げということが出されていますが、下水道使用料を上げる、あるいは下水道使用料を見直す、そういう公約はしていません。それなのになぜこんなに瞬く間に値上げをするのか、これは管理者である伊利市長に公約との関係で見解をお伺いしたいと思います。

以上3点再質疑します。

○井上勝司議長 伊利管理者、答弁。

○伊利 仁管理者 大山議員のご質疑にお答えを申し上げます。

坂戸、鶴ヶ島下水道事業は、申し上げるまでもなく市民の生活環境の向上のために整備を推進してきたところでございます。それから、私の選挙に対するマニフェストでございますけれども、当時はまだ下水道料金を上げるという段階まで私ども考え至っておりませんでした。先ほど来石川議員からも12年間も据え置いたのは責任ではないかと、こういうふうなお話がございましたけれども、その間幾多となくいろんな問題ございましたけれども、内部努力あるいは行財政改革、そういうことの中で料金を上げない努力はもう最大限にしてきたわけでございますので、2年前の状況の中ではそのようなことは申し上げなかったわけでございます。

それから、先ほど議員からもお話ございましたように、12月8日に上下水道を考える会の皆様方が坂戸市役所までおいいただきまして、いろいろお話をお聞きいたしましたし、また要請書もいただきました。確かに厳しい社会情勢であることは私も重々承知をいたしておりますけれども、今回の改定案につきましては、今まで努力をしてみましたが、なかなか今の状況は難しい状況にあると、そんなわけで前々からこれらのことについては提案するかどうか、いろいろ熟慮を重ねてきたところでございます。申し上げるまでもなく下水道使用料は、下水を処理をして運転をする基本的な財源でもございますし、もちろん両構成市あるいはまた関係市、川越、日高等々含めて、20年度決算で見ますと45.3%ほど下水道、すべての財源の中で一般財源のその財源の中で負担金としていただいておりますけれども、今回こういう状況、どちらも財政状況は厳しい状況には違いないわけでございますので、今後も下水道の普及、それから安定的な運転管理、特にまだ下水道の普及率は65%、平均ですね、鶴ヶ島市さんには大変申しわけないけれども、まだ61%ほどだと思っております。それから、さらに大山議員のお住まいの西坂戸のほうへ本管も延伸していかないといけない。これ大きな課題が目前に迫っておりますので、こういった課題を克服するには、さらに行財政改革はこれからも真剣に取り組んでまいりますけれども、坂戸、鶴ヶ島下水道組合の財政状況もしっかりしたものにしていかなければいけない、こういう観点の中で、私としてはこの議案を提出するに当たって苦渋の選択をさせていただいたということでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○井上勝司議長 森田企画調整課長、答弁。

○森田進一企画調整課長 企画調整の森田です。

平成20年度という相談はかけられなかったと、来年5月についてはということなのでございますが、組合議員全員協議会においてご説明を申し上げましたとおり、24年度につきましては使用料の算定期間ということで、最終年度目標として22年度から24年度までの算定期間としてご説明申し上げました。算定期間のうちの平成20年度から改定を予定する案でございます。

続きまして、PRでございますが、今までどおりホームページ等で公表をさせていただきます。それにつきましてもPRを行っていたします。また、今年度料金改定をお願いしてございますが、前回の料金改定につきましても、このような状況で内部で検討を行いまして、執行部の内部で検討を行いまして、議員さんにご相談申し上げ、料金改定という形で、今までのスタイルと同じような方向で検討してまいりました。実施してまいりました。

以上です。

○井上勝司議長 6番、大山茂議員。

○6番(大山 茂議員) それでは、再々質疑1点させていただきます。

市民の理解というふうなことで、ただいまの答弁で議員に話をしたというふうなこと、あるいは引き続きホームページでということがあるのですが、いずれにしてもこれだけの内容はまず、これは決まってからのその話を今するのもこれもちょっと問題かと、問題というか、まずいかと思いますが、いずれにしても市民にかくかくしかじかの理由で使用料を値上げせざるを得ませんと、そのようなことを、議員には十分説明いただいております。しかし、市民にはどうかというふうなことでは、市民にどのように話していくのか、これは議決されてからのことを今聞くのもちょっとあれかと思いますが、市民に周知あるいは理解を得る、いずれにしても周知以前に市民の理解を得ることが先であるかと思いますが、市民の理解ということでもう少しちょっとお考えを聞かせていただきたいのですが。

〔「質問がおかしい」の声〕

○6番(大山 茂議員) では、ちょっとそこで、議長。

今の質疑は、いかにも決定した後のことというふうな形で聞くような形でありますから、今の3回目の質疑は取り消します。

○井上勝司議長 ほかに。

2番、齊藤芳久議員。

○2番(齊藤芳久議員) 2番、齊藤芳久です。

今、大山議員さんからお話がありました市民の理解ということの形の中でお伺いしたいと思いますけれども、先ほど説明ありました下水道の事業に関しましては、雨水とか河川のものについては公費、それから管を設置することについても公費でやる。そして、今問題になっている施設使用料、使用料に関しては、本来の形であれば、処理費の3割は構成市で負担すると。で、その残りは下水道を使っている人で処理してくださいという、その費用を下水道処理費ということであると思うのですが、まず1つそれで間違いないか、お聞きしたいと思います。

○井上勝司議長 金子事務局長、答弁。

○金子久夫事務局長 齊藤議員さんの質問にお答え申し上げます。

公共下水道のこの汚水処理関係につきましては、先ほど来お話あったかと思うのですが、浄化槽につきましては、ご存じのとおり、建設関係は100%個人の負担、維持管理につきましても個人の負担、合併浄化槽ですと、大体月法定点検とか維持管理いろいろしますと7,000円以上かかっているという話も聞いております。今回公共下水道につきましては、建設費につきましては、大ざっぱで申しわけありませんけれども、半分が国庫補助金、そして先ほど来言いました残りの半分の建設費の一部につきまして受益者負担金、これは個人の方からいただいております。およそ5分の1となつてございます。その残る、これは起債分になりますけれども、借金に対しまして3割が公費負担ということで今回決めさせていただきました。残りのものを本来であれば個人の方からいただくものでございます。維持管理費につきましては、100%個人の負担という形になつてございます。それら全体を、今度は資本費と維持管理費全体をそれではどのくらいの差になるのかということをお知らせ申し上げますと、現在では公費分がおおよそ全体では43.6%、私費分としては56.4%ということになつてございまして、これが今回の改定になりますと、公費分が37.2%、私費分が62.8%という、これは大ざっぱな計算になりますけれども、なります。そういうことで、浄化槽

に對しましてはかなり公費分が注入されているということでございます。

以上でございます。

○井上勝司議長 2番、齊藤芳久議員。

○2番（齊藤芳久議員） 再質疑いたします。

今お答えいただいたことをわかりやすく解釈すると、今回値上げしてもまだ7%分の処理費に関しては市の税金を使って処理しているという解釈でよろしいでしょうか。

○井上勝司議長 金子事務局長、答弁。

○金子久夫事務局長 そのとおりでございます。

○井上勝司議長 2番、齊藤芳久議員。

○2番（齊藤芳久議員） 再々質疑いたします。

今回の使用料の値上げをしても、まだなおかつ市民の税金、いわゆる使っている人、使っていない人も含めた人の税金を使って処理していくということで、本来は3割分の残りの7割を受益者が負担しなくてはいけないものを、まだ市の税金を使って処理をしているという解釈でよろしいでしょうか。

○井上勝司議長 森田企画調整課長、答弁。

○森田進一企画調整課長 企画調整の森田です。

下水道組合の使用料でございますが、今現時点で下水道使用料を賄う費用といたしましては、18億7,466万9,000円でございます。その中で下水道使用料に入ってくる額につきましては、今現時点で平成20年度の決算を申し上げておりますが、10億8,178万5,000円、残りにつきましては7億9,288万4,000円、先ほど質問の中でお答えしておりました雨水工事、それから水質試験、そういうものにつきまして、差し引いた分が18億7,466万9,000円、その中で下水道使用料に充てる分が10億8,178万5,000円、残り、本来ならば公費で、使用料で回収すべき額が7億9,288万4,000円まだあるという試算になってございます。

以上です。

○井上勝司議長 よろしいですか。

ほかに。5番、山中基充議員。

○5番（山中基充議員） 5番、山中基充でございます。坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制定の件について質疑をさせていただきます。

今回、特に下水道料金を値上げというか、値上げの改定をするに当たっては、よく水道料金を今回値下げということに合わせたのではないかというような批判もあったりとかしますけれども、私は、逆に言いますと、もうちょっと早い時期に段階的にやるべきではなかったのかということについてまず1点質疑をさせていただきます。と申しますのは、今申し上げたように、基本的には汚水に関しては私費、そして河川に関しては公費という形の中で本来であれば組むべき下水道料金ですけれども、しかしまだ施設整備が整わない、いわゆる普及率がまだまだ100%にいかないまでの間にはそれなりの公費負担分をふやしていくというのは自然の話でもあるわけございまして、下水道事業に至りましては、今65%平均というお言葉ありましたけれども、今回25年までの計画が策定して、それが実行されれば、坂戸分は100%、鶴ヶ島分も九十何%までいくというような、これからちょっと暫定逆線引きの土地が戻ったりする関係もありますけれども、そういった時期で、計画策定のときに既にこういった話をするべきではなかったのかなとい

うことについてまず1点。

それと、今回国土交通省のほうからこのように各全国的にも、全国平均だと80%、83.7%と、ただ人口5万以下のところだと67.6%の普及率ということで、まだちょっと差は場所によってはあるようだけれども、そうなったときに、これからは建設の時代から維持管理をしていく時代だというふうになったときには、さらにその傾向が強まって、今のある石井の水処理センターもいつまでも動いているわけではありませので、長期的な視野でそのストックヤード、ストックマネジメントというものもしていかななくてはいけないと。その点についてはどのように検討されたのか。あと総務省のほうで今資本費のほうの30%は公費負担にしていよいよということになっていきますけれども、これも近年変わったと思いますけれども、そういった時期に合わせて今回の改定ではなかったのかということについても改めて伺わせていただきます。

○井上勝司議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○井上勝司議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

金子事務局長、答弁。

○金子久夫事務局長 山中議員さんの質疑にお答え申し上げます。

もっと早くやればよかったのではないかと、計画策定期のときにやればよかったのかと、あと国からの、そういう時期の関係でございますが、先ほど来申し上げましたとおり、下水道組合といたしましては、経費削減ということで今まで12年間削減してきたということがまずあった、そういうことで時期を、その出すのをちょっとなかなかできなかったということがまず1つはあったのかと思っております。その間につきましては、構成市等ともいろいろとご相談をしながら運営をしてきたわけでございます。そういうことで、時期の問題につきましては、確かに今まで3回やってきたのと同じやり方でやってしまったということもあろうかと思うのですが、それにプラスして今回につきましては、1年前にこういうことをやっていますという話は出ていたのですが、これをどこまでお知らせすればいいかというのがなかなか決まっていなかったということで、これにつきましてはいろいろと反省はしております。

しかしながら、かなり下水道財政のほうも逼迫しておりますので、こういう問題を今回提出させていただいたわけでございます。今後につきましては、いろいろと検討はさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○井上勝司議長 5番、山中基充議員。

○5番（山中基充議員） 5番、山中基充でございます。

下水道、私の住んでいるところはありがたくも10年前に下水が入って、本管接続をさせていただいて、今回値上げとなればその対象になるわけでございますけれども、特に市街化区域でその計画区域に入っていらっしゃる方の願いというのは、やはり一刻も早く下水整備をしてもらいたいということで、その事業

規模を今までどおりやっっていこうとするならば、来年度の予算を組む際にもう既に支障が出てしまうという現状の中での今回の値上げ、料金の改定というのはある意味せば詰まった状況での料金の改定になってしまっているわけです。余裕がないといったら余裕がないわけですから、答えとしては決まってしまうわけですがけれども、しかしその上でもやはりもっと計画的にやっっていけば、その改定の間でも段階的にやることができたのではないかとということで質疑をさせていただきました。

その上で、なかなか、ただ構成市の市民の皆さんに料金の改定となると、先ほども言ったように、普及率が進めば当然その污水関係は基本は100%利用者負担ということになりますので、ただ現状ではそういった形ではないというのは、やっぱり普及率、同じ市街化区域の中において、計画区域でも来ている人と来ていない人で負担の割合を同じにしてしまうというのはやっぱり、ということで今構成市がその分負担をして今までやってきたというのは重々理解できますけれども、その上でやはり財政の健全化というのは、値上げするというのは決して皆様から喜ばれることではありませんけれども、あれもって財政規律をきちんと守るべきだったのだろう、反省をしているということだったので、議会としてもそれをずっと認めてきたという経緯もありますので、ここでは多くは申しませんけれども、その上で、今回、今ご答弁余りなかったのですけれども、特に国土交通省、また総務省のほうからこういった今、これは何も坂戸、鶴ヶ島下水道組合だけの問題ではなくて、全国的に普及率がある程度進んできて、しかしその使用料、税負担がなかなか、いわゆる財政の健全化が少ない中で、いわゆる資本費の中の30%ぐらいは公費で認めましょうというふうに、ある意味逆に健全化を後押しするような政策がここへ来て来ているということも今回の決断の大きな要因ではないかと思うのですけれども、その辺について改めてご説明をいただきたいと思いません。

○井上勝司議長 森田企画調整課長、答弁。

○森田進一企画調整課長 下水道の総務省からの問題でございますが、これにつきましてやはり先ほど答弁申し上げましたとおり、繰り出し基準、そういうものを遵守しながら下水道事業を運営していかなくてはいけないということで、資本費、それにつきましては元利償還金、この30%は公費負担、こういうもののルールに従いましてやはりやっっていかななくてはいけないというふうに理解しておるものでございます。なお、先ほど言いました公費負担分の下水処理費、不明水、そういったものにつきまして今後構成市と十分協議しながら進めさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○井上勝司議長 よろしいですか。

5番、山中基充議員。

○5番（山中基充議員） 5番、山中基充でございます。再々質疑を行わせていただきます。

そういつて今総務省のほうからの、国のほうもこういった財政の健全化ということでいろんな規制緩和といいますが、少し緩和もなされて、それを利用してという、それも鑑みての今回の料金の改定だというのは理解しておりますけれども、そうなりますと、これからまたさらに普及率が進むにつれてさらにこの料金の改定というのは近い将来といいますが、やはり考えられるのかどうかということについて最後にお伺いをいたします。

○井上勝司議長 金子事務局長、答弁。

○金子久夫事務局長 お答え申し上げます。

基本的には経費回収率、使用料による経費回収率がどの程度いくかということになりますので、当然その100%に向けて今後は改定も考えていかななくてはならないと考えております。

以上でございます。

○井上勝司議長 ほかに。

7番、宮崎弘子議員。

○7番（宮崎弘子議員） 7番、宮崎弘子です。議案第10号について質疑いたします。

先ほどの説明とか資料2を見ていますと、第3案で使用料を改定した場合に、構成市の負担金が約4億五、六千万円減ると、減らすことができるようなお話があったわけですが、資料で計算すると4億6,000万になっているのですが、そういうことで、それならば構成市が負担して値上げしなければいいだろうという、そういう考え方も出てきてしまうわけです。しかしながら、構成市の財政状況というのも大きく影響しているわけで、鶴ヶ島の場合ですと、9月のときいただきました資料ですと、歳入と歳出の差が16億以上、12月それを精査した結果、今6億台ですか、ぐらいいまで減らしてきたと、差を、という状況にありまして、まだまだ減らしていかなければならない、あちこち引き締めていかなければならない状況にあります。今お金がどういうところに動いていくかと見ますと、やはり福祉関係というのはきょうあすの生活のことですので、どうしても減らすことができない、必要があれば出さなければならぬ、そういう状況にあるというふうに思っています。そのことも含めまして、坂戸、鶴ヶ島の財政状況、それから基金につきましては、平成20年度末では7億4,000万円ぐらいここ組合の基金がありましたが、ことしの10月30日の出納検査のところでは3億9,473万5,000円、それから公有財産を購入するというところで1億802万7,000円ですか、それを引きますと今年度末の基金状況は約2億9,000万ぐらいになるのかということですが、そういう基金の状況ですね。なお、平成20年6月に坂戸、鶴ヶ島下水道組合経営健全化計画の概要という資料をいただきましたけれども、そうしますと基金残高は大体5億8,700万ぐらいでずっと推移しているような、推移していきたいというのですか、そのような数字が出ております。基本的にここの組合では基金をどれぐらい持っているかなければならないとお考えなのかということをお聞きします。もし使用料を改正しなかった場合に、次年度の予算編成にどういう影響が出てくるかということをお聞きいたします。

○井上勝司議長 新井総務課長、答弁。

○新井正美総務課長 お答えいたします。

基金の関係ですが、今議員さんがおっしゃるとおり、今回の補正予算で繰り入れさせていただきますと、基金残高としましては2億8,662万8,000円となります。基金の推移ということで過去5億8,000万円というお話が出ておりましたが、それ以前につきましては10億円というお話をさせていただいたと思います。それに伴いますのは、水処理センター、管渠施設の老朽化等がございまして、それらに対応するというところでございます。

次に、予算の影響でございますが、改定しない場合、計画的に下水道事業を整備するに当たりましては、効率的な運営を図るため、事業を精査し取り組んでおりますが、同様な事業を行う場合におきましては、改定しなかった場合につきましては、構成市の負担金がふえる、先ほど申し上げましたが、ふえる見込みでございます。影響としましてもう一点、公営企業健全化計画におきましても一定の期間の間、組合債の

借り入れができなくなることが考えられ、事業が一時的には難しいかなということが考えられます。

以上でございます。

○井上勝司議長 7番、宮崎弘子議員。

○7番（宮崎弘子議員） 大まかなところを理解いたしましたが、例えば事業を、今こういうふうな経済状態が厳しいので、値上げを1年ぐらい延ばして、で滞る部分、事業を先延ばしにするというようなことも可能性としては考えられるのですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○井上勝司議長 新井総務課長、答弁。

○新井正美総務課長 事業の件でございますが、歳入が見込まれない場合、後年度へ事業の先送りや事業の精査を行う必要があると思っておりますが、当該年度の事業を抑えることによりまして、事業のしわ寄せが後年度へまいます。計画的な下水道事業を推進が困難になることが考えられると思っております。

以上でございます。

○井上勝司議長 よろしいですか。

7番、宮崎弘子議員。

○7番（宮崎弘子議員） 私自身は鶴ヶ島におきまして、越してきたときから下水道が整備されているところに住んでおりますが、鶴ヶ島の、坂戸のほうが整備率が高くなっているという状況の中で、それはもちろん下水は下流からやっていきますので、そういうことは当然のことですけれども、鶴ヶ島の場合はまだ未整備のところがあり、一本松の区画整理の見直しをする中でも、見直しすれば下水道が早く入るのですよという説明をしてきているわけですね。そういうことを考えまして、私自身は受益者負担の考え方も含めまして早く整備したほうが、鶴ヶ島の場合は整備していただきたいしということも含めまして、そんなところでやむを得ない数字なのかなというところにいるのですけれども、こういうことで。いいです、答弁。

○井上勝司議長 要望ですか。

○7番（宮崎弘子議員） はい、要望です。

○井上勝司議長 ほかに。

8番、武井誠議員。

○8番（武井 誠議員） 8番、武井誠です。議案第10号について質疑いたします。重複を避けて1点だけ質問します。

今回の使用料見直しについて、そもそも下水道使用料についての考え方、それについて使用者市民にどういうふうに周知し理解を求めるのでしょうか、質問します。

○井上勝司議長 金子事務局長、答弁。

○金子久夫事務局長 武井議員さんの質問にお答え申し上げます。

先ほど来どのように周知したかという話でありますけれども、基本的にはこの下水道の財政、先ほど来申し上げておりますけれども、財政状況等はホームページ、ホームページ見ない方もいらっしゃるかと思いますけれども、情報公開等は来れば見られるという話になるわけなのですけれども、基本的に条例改正等行う前に幾らになりますよというような周知については今まではしていないわけございまして、基本的に今までと、3回やっておりますけれども、同じやり方はさせていただいております。要するに、そ

の中で今回19年度に職員がある程度資料の分析をして、20年度に一応市民の代表の方に、再事業という形ですけれども、その中で意見をいただいてきたという形でやっておりますので、そして議員さんの皆さんに案を提案させていただいて議論していただいたという形での進め方になってございます。

以上でございます。

○井上勝司議長 よろしいですか。

8番、武井誠議員。

○8番（武井 誠議員） 例えば、齊藤議員の質問に対する今のお答えというふうなやりとりの中で、そもそも下水道の使用料というのはどういうものなのか、あるいは合併浄化槽やその他の浄化槽との関係とか、今はこういうふうな状況で推移してきたのだというようなことを、恥ずかしながら新人議員で、この間のやりとりの中で私は理解してきたというようなところがあるわけです。そういうことを市民が知る機会というのはどういうふうにあったのでしょうか。もちろん私は、私の周りに質問に来る人には説明していますけれども。

○井上勝司議長 金子事務局長、答弁。

○金子久夫事務局長 お答え申し上げます。

残念ながらそういう形でのPRというのはしていなかったというのは現状でございます。

○井上勝司議長 よろしいですか。

○8番（武井 誠議員） はい。

○井上勝司議長 ほかに。

〔「なし」の声〕

○井上勝司議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

最初に、本案に反対の者の討論を求めます。

6番、大山茂議員。

○6番（大山 茂議員） 6番、大山茂です。ただいまより議案第10号、下水道条例の一部を改正する条例制定の件について、反対討論を行います。

この条例改正案の提案理由として、下水道事業の健全な財政運営と負担の公平化を図るためとありますが、そもそも下水道事業は環境対策としてはぐくまれてきたものです。構成市からの一般財源からの負担金の投入は、雨水を初め生活雑排水の排水を行う公共下水道の整備のために投入をされてきました。公共下水道を使用する人は、下水道本管にアクセスする際に多額の費用負担をし、使用料を払うという、また使用料を払うということにより受益者としての負担は十分に行ってきたと思われまます。そうした経過からして、受益者負担のみに依拠するという方法をとっていくということは、下水道事業の性格からしてなじまないと考えます。

総務省の通達を根拠にしていると思いますが、総務省の通達は原則を示しているものであって、法的拘束力を持つものではありません。確かに構成市の財政は厳しいということがあります。ただ、財政が厳しいということはもっと大きな原因があるわけで、そのことを市民に転嫁するということはふさわしいことではないということに触れた上で、構成両市からの負担をほぼ現状どおり維持していけば使用料の値上げ

はする必要はありません。構成両市の財政健全化の名のもとに負担金を減らそうという、そのツケを市民に転嫁することはするべきではありません。

市民は使用水量の節約には涙ぐましい努力、節約を続けています。100年に1度と言われる経済危機の中で、きょうあした食べる物をどうするかということに悩んでいる市民は少なからずいます。そうした市民の状況を全く眼中に置かず、市民の意見を全く聞かない状況の中での今回の平均改定率37.2%の使用料値上げは絶対に容認できるものではありません。構成両市としっかり話し合い、これまでどおりの負担金を維持することにより使用料の値上げは抑えるべきです。

以上申し述べ、本案の反対討論とします。

○井上勝司議長 次に、本案に賛成の者の討論を求めます。

3番、加藤則夫議員。

○3番（加藤則夫議員） 3番、加藤則夫です。議案第10号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、賛成の立場で討論を行います。

現行の下水道使用料金につきましては、平成9年度の改正以降12年の長い間改正しないで組合を運営してきたわけでありますが、この間厳しい財政状況の中で効率的な運営を図り、努力した結果据え置かれてきたものと理解しております。この点において私は下水道組合執行部の取り組みを評価するものであります。現行の下水道組合の財政状況を見ますと、より適切な下水道使用料に改正し、健全な下水道財政にする時期であると考えます。今回の改正につきましては、ご利用者に対し現況に見合った負担を求めるのであると理解し、本案に対する私の賛成の討論といたします。

○井上勝司議長 ほかにございませんか。

8番、武井誠議員。

○8番（武井 誠議員） 8番、武井誠です。議案第10号について反対の立場から討論に参加します。

使用料見直しの提案理由、考え方は一定理解できます。今までの経緯、浄化槽で下水処理をしている市民負担との均衡を考えても、早晚見直しは必要であると考えます。しかし、だからなおのこと将来像、重要性、現状などを含めて丁寧な市民への説明が必要だと考えます。数は少ないながらも私の説明で納得していただけた使用者の方もいらっしゃいました。理解が得られそうであるだけ余計に不況の折でもあり、ここでもう一呼吸待つべきであると考え、こう申し述べ、反対討論といたします。

○井上勝司議長 ほかにありますか。

〔「なし」の声〕

○井上勝司議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○井上勝司議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第11号 埼玉県市町村総合事務組合の規約の一部変更についてに対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○井上勝司議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○井上勝司議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○井上勝司議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第12号 工事請負契約の締結についてに対する質疑に入ります。

5番、山中基充議員。

○5番（山中基充議員） 5番、山中基充でございます。議案第12号 工事請負契約の締結についてについて1点お伺いします。

今回のこの案件について直というわけではないのですけれども、今回入札に関しまして、今回の入札はすべて辞退された方以外は第1回目で最低制限価格そのもの、税抜きの価格でもうすべて、これは最終的にはくじ引きで徳江工業が落札をしたという形になっております。この背景についていま一度確認をさせていただきたいと思っております。

○井上勝司議長 新井総務課長、答弁。

○新井正美総務課長 お答えいたします。

工事請負契約の入札の関係でございますが、この工事につきましては、一般競争入札という形で公募いたしました。公募したところ、資料ございますが、22社が参加のほうの申し込みがございまして、21社が入札に参加し、最低制限価格を設けておりまして、その最低制限価格により入札が21社ということでございまして、地方自治法によりまして、くじによりまして落札となりました。

以上でございます。

○井上勝司議長 5番、山中基充議員。

○5番（山中基充議員） 今回法改正があつて、最低制限価格の基準が変わつたということで、基準も変わつていくということでこの1億8,900万という金額だとは理解しているのですけれども、こうなると22の事業者は全部入札を同じ金額でやって、その落札自体がくじ引きによるということであると、本当にその事業自体が大丈夫なのかというようなことで疑問が生じてしまうのですけれども、その点に関しては記載、それで大丈夫な企画で要は入札をかけているわけですから、それに応じたものということで、それだけでよしとしてもいいのかということについて最後にお伺いいたします。

○井上勝司議長 金子事務局長、答弁。

○金子久夫事務局長 お答え申し上げます。

基本的には条件等いろいろつけてございまして、基本的にその業者、参加業者につきましてもすべて調べておりまして、それで参加させている状況でございますので、その技術については問題ないと考えてお

ります。

以上でございます。

○井上勝司議長 よろしいですか。

○5番(山中基充議員) はい。

○井上勝司議長 ほかにありますか。

7番、宮崎弘子議員。

○7番(宮崎弘子議員) 7番、宮崎です。議案第12号 工事請負契約の締結について伺います。

今回推進工法ということと思われませんが、恐らく掘る方法よりもこのほうが距離がかかると思うのですが、ここで推進工法をとられるその理由についてお伺いしておきます。

○井上勝司議長 杉田建設課長、答弁。

○杉田泰明建設課長 お答え申し上げます。

この地区につきましては、工事箇所につきましては、道路幅員が3メートルから6メートル程度と非常に狭い道路でございます。なおかつ深さが大変深いわけでございます。かつその既設の道路につきましては、ガス管、これは同じ道路に2本入ってございます。あと雑排水管、地元の雨水を排水する管、あるいは水道管等複雑に埋設されておりまして、開削工法では困難ということで検討した結果、推進工法ということでございます。

以上でございます。

○井上勝司議長 よろしいですか。

○7番(宮崎弘子議員) はい、いいです。

○井上勝司議長 ほかに。

〔「なし」の声〕

○井上勝司議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○井上勝司議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○井上勝司議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第13号 専決処分承認を求めることについてに対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○井上勝司議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○井上勝司議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○井上勝司議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号 専決処分の承認を求めることについては承認することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第14号 専決処分の承認を求めることについてに対する質疑に入ります。

6番、大山茂議員。

○6番(大山 茂議員) 6番、大山です。職員の給与に関する条例改正について1点質疑いたします。

人事院勧告の趣旨ということについてはこれまでもる話しておきましたが、こうした今回の給与改定について、職員の団体とは、職員組合ということを指しますけれども、職員団体とはどのように話し合ってきたのか、その経過についてお尋ねします。

○井上勝司議長 新井総務課長、答弁。

○新井正美総務課長 お答えいたします。

職員団体との話し合いの関係でございますが、本組合では地方公務員法で定めます職員団体は存在しておりませんので、協議は行ってございません。なお、給与改定実施した際には、条例改正の内容につきまして全職員に対しまして通知をし、周知をしておるところでございます。

以上でございます。

○井上勝司議長 よろしいですか。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

最初に、本案に反対の者の討論を求めます。

6番、大山茂議員。

○6番(大山 茂議員) 6番、大山です。ただいま議題となっております議案第14号 専決処分の承認を求めることについて、反対討論を行います。

今回の人事院勧告による公務員給与の引き下げは、デフレスパイラルに一層拍車をかける要因になると考えます。この給与改定による大幅な減額は、職員の家計はもとより、地域経済にも大きな影響を及ぼします。このような影響を持つ職員給与の減額という方向での条例改正は認めることはできません。なおかつ、これほど重要な内容を専決処分という形で処理しようという手法も納得できません。

以上申し述べ、本案の反対討論とします。

○井上勝司議長 次に、本案に賛成の者の討論を求めます。

2番、齊藤芳久議員。

○2番(齊藤芳久議員) 2番、齊藤芳久です。議案第14号 専決処分の承認を求めることについて、本案に賛成の立場で討論させていただきます。

今回の専決処分に関しましては、人事院勧告において、経済雇用情勢の中、官民格差の是正等さまざまな角度から真剣、慎重なる検討を重ね勧告を行っているところと理解しているところであります。よって、公務員だけが痛みを逃れる状況では市民の理解は当然得られません。国家公務員においても勧告どおりの改定

が実施され、今回の下水道組合の措置は従来より人事院勧告を尊重する立場に立っているとのことであり、当然の措置と考えます。本組合における取り組みは十分な配慮と社会情勢を見きわめたことと評価しまして、私の本案に関する賛成の討論といたします。

以上です。

○井上勝司議長 ほかにございますか。

〔「なし」の声〕

○井上勝司議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号を起立により採決いたします。

本件を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○井上勝司議長 起立多数であります。

よって、議案第14号 専決処分の承認を求めることについては承認することに決定いたしました。



◎一般質問

○井上勝司議長 日程第10、一般質問を行います。

通告者は2人であります。順次質問を許します。

6番、大山茂議員。

○6番（大山 茂議員） 6番、大山です。ただいまより通告に従いまして一般質問を行います。公共下水道整備区域で新たに下水道に接続する場合の利用者の大きな負担がかかる問題に関してお尋ねをいたすところ です。

質問の第1点、公共下水道の接続には大変大きな負担がかかると言われておりますが、実際にどのくらいの費用がかかるものなのか、例を示していただきたいと思ひます。

第2点、大きな負担がかかり、さらには先ほど来話されている使用料の負担ということも受益者負担としてあるわけですが、この負担を、公共下水道に接続する場合の負担を軽減する方策としてはどのようなものなのか、以上2点質問いたします。

○井上勝司議長 金子事務局長、答弁。

○金子久夫事務局長 大山議員さんの一般質問にお答え申し上げます。

おかげさまをもちまして当組合も昭和43年に発足以来、公共下水道の普及に努力してまいりました。現在では普及率も全体で64%を超えるまでになり、河川の水質も年々きれいになっております。これも関係者の協力のたまものと考えてございます。

まず1点目の公共下水道へ接続する際の負担関係でございますが、公共下水道へ接続する場合の負担関係を申し上げますと、公共下水道は個人の方が浄化槽により処理をする場合と同じでして、下水道を整備する地域の方にご負担をいただきまして、組合が個人にかわって各種工事を行い、処理施設の管理を行うものでございます。浄化槽の工事につきましてはほとんど個人の出費になっておりますが、公共下水道工

事は国の補助金が半分程度出ており、残りの工事費の一部を利用する方に対しご負担いただく分として、受益者負担金をいただいております。そして、本管工事が終了いたしますと、宅地内から本管までの排水設備の接続する際の工事費、さらに公共下水道を使用するようになりますと、使用する量によりまして下水道使用料がかかります。この3点が個人の方から負担になるわけでございます。最初の受益者負担金の関係になりますと、これは各事業認可年によりまして設定いたしまして、現在は第5負担区といたしまして、土地の面積に対しまして1平方メートル当たり695円がかかってございます。次に、公共下水道の面整備管の工事が完了し接続が可能になりますと、各戸の宅地内の排水設備接続工事費がかかってまいります。その金額につきましては、宅地内のトイレ、台所、ふろ場等の配置により、また配管の距離によっても変わってまいりますので、工事費用は各家で異なるものと考えております。したがって、費用につきましては、現在組合指定の工事店が220件ほどございますので、複数の指定工事店において見積もりを徴してもらい進めていただくのがよい方法かと考えております。なお、1戸当たりおよそ20万円から40万円がかかるのではないかと、それが現状と考えております。なお、接続の際の浄化槽の処理につきましては、全部処理する方法とか、いろいろとございます。それらの方法で行っていただくようにしていただければと考えております。それと、下水道使用料は先ほど来話しておりますので、2カ月に1回の徴収となっております。そういうご負担がかかるということであります。

次に、負担軽減の方策でございますが、当組合の受益者負担金制度では、生活困窮のため直ちに負担金を納付することが困難である申請者及び市民税、固定資産税の減免を受けている申請者に対しましては、徴収猶予の基準により申請により猶予が可能となっております。また、宅地内の排水設備工事に関する当組合の策といたしましては、水洗便所改造資金貸付制度を設けてございまして、浄化槽廃止工事及び公共下水道への接続工事を実施するときには、1設備につきまして40万円までの上限で無利息にて貸し付けが可能でございます。なお、生活保護者等につきましては、基準が各構成市で設けておるということ聞いております。それらの方には下水道料金等も支給されているということで、ということ聞いております。

以上でございます。

○井上勝司議長 よろしいですか。

6番、大山茂議員。

○6番(大山 茂議員) それでは、再質問をさせていただきます。

生活困窮者に対する徴収猶予、あるいは水洗便所改造貸付資金、そういったようなことがお答えの中にもありましたが、貸付資金あるいは徴収猶予はいずれは生活困窮者の方でも払わなければならないという性質のものであります。何らかの給付的な措置が、現在の市民の生活状況からすれば新たに公共下水道接続するという場合でも、年金生活の人、あるいはさまざまな生活が困難な、生活保護水準にすれすれの人、そういった人たちに対する救済の策が下水道へのアクセスについても必要かと思っておりますので、そこで再質問ですが、水洗便所改造貸付資金、貸し付けのほか、そのほか、あるいは徴収猶予とか、そういったことのほかに何らかの給付的な方法が必要かと思われませんが、それについてはそういう方法はないものでしょうか。あるいは検討していただきたいと思いますが、その見通しについて再質問いたします。

○井上勝司議長 金子事務局長、答弁。

○金子久夫事務局長 大山議員さんの再質問にお答え申し上げます。

水洗便所接続工事における給付関係でございますが、近隣市町を、16団体ほどちょっと調査をさせていただきましたけれども、給付制度のあるところがこの辺では狭山市、ふじみ野市、毛呂越生鳩山公共下水道組合、この3カ所、16団体調べましたところ3カ所となっております。おのおの最初からある程度やっているとある場合がある場合もありますので、この辺の給付、1件につき、毛呂越生鳩山公共下水道の例を申し上げますと、初年度、供用開始されてから1年目が3万円の給付、2年目が2万円の給付、3年目が1万円の給付という形で、これを行っているようでございます。これらにつきましては、もう当初から行っているということですので、基本的には今までやっていた方の公平性等もありますので、いろいろと普及に関しましては今後いろいろのところを参考に検討はしていきたいと思っておりますけれども、なかなか難しいところがあるかと考えております。

以上でございます。

○井上勝司議長 よろしいですか。

○6番(大山 茂議員) はい。

○井上勝司議長 次に、5番、山中基充議員。

○5番(山中基充議員) 5番、山中基充です。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。

まず第1問目として、埼玉県が下水道事業に企業会計を導入するに当たって、県は来年度から下水道局を新設し、現在は特別会計を適用している流域下水道事業に企業会計を東京都に次いで全国で2番目に導入するということですが、一般会計からの繰り入れ資金にかかっていた消費税の一部が免除されるようになり、来年度だけでも約1億円の節税効果を見込める貸借対照表等の導入などによって資産と負債の関係が明確になり、職員のコスト意識も向上することが見込まれているということです。

(1)として、県内51市町で行われている下水道事業、これは流域下水道事業ですけれども、の影響について。特に別に当組合に影響があるかどうかについてもお伺いをします。

(2)、企業会計にするメリットとデメリットについて。

(3)、当組合の企業会計移行への見通しについて。アとして、普及率の見込みについて、鶴ヶ島市の暫定逆線引きの地域の市街化や構成市の区画整理事業の進捗状況などの影響についてお伺いをします。イとして、坂戸、鶴ヶ島下水道組合の企業会計移行への見通しについてお伺いをいたします。

次に、下水道料金の見直しに当たって、ただいま条例改正がなされたわけでございますけれども、このたびの下水道料金の適正化に当たり、構成市の負担金、利用者の負担のあり方についてどのように協議がなされたのでしょうか。

(1)、協議会などの設置により、利用者、構成市、組合の公の審議がなされましたか。

(2)、構成市との調整との説明が、今回の件だけでなくもしばしば見受けられますが、協議について公にすることはできませんか。

(3)、料金の見直しは12年ぶりですが、普及率の進捗等により負担のあり方も変わってきますので、見直しの時期の基準を規定するべきではないでしょうか。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○井上勝司議長 金子事務局長、答弁。

○金子久夫事務局長 山中議員さんの一般質問にお答え申し上げます。

まず初めの企業会計の関係でございます。下水道事業につきましては、地方財政法第6条の適用がございまして、その経費は経営に伴う収入をもって充てなければならぬとされております。したがって、地方公営企業法の適用を受けなくとも、基本的に独立採算の原則の適用が義務づけられておりまして、事業経営の健全性を確保することが必要であるわけでございます。公営企業化につきましては、総務省からも企業会計での財務適用はすべきとの見解が出ておりますが、基本的に地方公営企業法を適用すると、独立採算運営がさらに要求されることとなり、起債の元利償還の負担が大きく、使用料による回収率が低い場合には法適用化を将来の課題として考えている団体が多いようでございます。全国では平成19年度末現在では、公共下水道事業または特定環境保全公共下水道事業等を企業会計で行っている事業数は268団体ございまして、総事業数が3,701団体に対しますと7.2%企業会計へ移行しているということでございます。県内では、先ほどありましたけれども、60団体ございますけれども、そのうち7団体が下水道事業を公営企業会計として運営している状況でございます。年々増加している状況にはございます。

1の質問の県内51市町で行われている下水道事業への影響について、特に組合への影響でございますが、51市町は基本的には埼玉県が実施している流域下水道事業を利用している市町と考えております。したがって、特に県が公営企業化しても組合には影響ないと考えております。

次に、2の関係でございますが、企業会計にするメリット、デメリットということでございますが、メリットといたしましては、企業会計による発生主義の採用や期間損益計算等により原価を正確に判断することができるため、適正な使用料を設置することができ、市民に明確に説明できることや、損益計算書、貸借対照表等、資産管理と企業経営に有効な資料が作成され、徹底的な分析とそれを経営に生かすことができること、さらに、先ほど来ありましたけれども、職員の経営意識や原価意識を向上することが挙げられております。デメリットといたしましては、当組合みたいに古い施設が多いと資産評価に手間や費用がかかること、新たな電算システムの構築が必要となることや、伝票処理、帳簿記帳等、導入時に事務が煩雑になることなどが考えられております。

次に、当組合の企業会計移行への見通しのアの関係でございますが、暫定逆線引き地域の市街化や構成市の区画整理事業の進捗状況への影響についての関係でございます。一般会計から企業会計に移行するため経営状況がより明確になることにより、財政の健全化が悪い場合はさらなる健全化計画を国より要求され、起債等に制限がかかる可能性があり、普及率、進捗率については、状況によって影響がある可能性が考えられます。

次に、イの関係でございますが、移行した団体の状況を見ますと、普及率が70%から80%近くまで整備が進んでから企業会計に移行している団体や、隣の日高市のように、当初より企業会計で行っている団体もございまして。一概にここまで来たら移行しなければならないということではありませんが、本年度より企画調整課を新設し、事例研究あるいは既に企業会計に移行した行政の情報等を集めてございます。しかし、企業会計、法適用化の基本計画策定までには至っていない状況でございます。移行につきましても費用等が相当かかると聞いておりますので、構成市等とも相談しながら今後検討していきたいと考えております。

次に、下水道料金の見直しに当たっての進め方についての質問でございますが、初めに1の関係でございますが、今まで組合では下水道使用料の改定を昭和57年、昭和60年、平成9年と3回にわたって行ってまいりました。この進め方としては、組合が作成した案を直接議員の皆様へ審議していただき、方向性を出し、議会にかける方法でありました。今回は19年度に組合職員内部で、先ほど来話してはいますけれども、下水道使用料の部会をつくり、さらに20年度に事業再評価委員会等へ意見をいただいている次第でございます。なお、構成市については、3年間の実施計画ヒアリングの会議や予算策定会議を行ったときに、下水道の健全化のために適正な下水道使用料にしてほしいとの要望は言われておりました、そういうことでそういう協議をしてございます。

次に、2の関係でございますが、構成市との調整協議については、先ほど来の協議等を行っておりますけれども、それらにより方向性を決めておりますが、これらの会議内容については基本的に情報公開対象とはなってございます。しかし、これらの会議内容をホームページ等で公開してはおりませんので、今後これらの内容をどこまで行うべきか、検討していきたいとは考えております。

次に、3の関係でございますが、下水道使用料は日常生活に密着した公共料金としての性格から、できるだけ安定性を保つことが望まれ、余り長期にわたってその期間を設定することは好ましくなく、一般的に3年から5年程度での見直しが適当かと考えられております。今回12年間使用料の改定を行ってこなかったことは、事務局としては大変至らぬ点があったと反省しております。ただ、この間には事務局としていろいろと思慮し、経費を削減しつつ、改定しなくても運営できるよう努力してきたものでございますが、やはり下水道使用料金は組合にとって下水道事業の財政健全化を決める最も重要な財源であり、下水道事業の特に汚水事業につきましても、365日24時間休むことのできない事業でございます。この根幹的財源に支障を来すことがあってはならないものと考えております。したがって、その時代の考えや雰囲気により改定の有無を決めることは好ましくないと考えますし、山中議員さんの質問のとおり、何らかの基準等のルールをつくっていただければと考えております。

以上でございます。

○井上勝司議長 5番、山中基充議員。

○5番（山中基充議員） 5番、山中基充でございます。再質問を行わせていただきます。

まず、企業会計導入に関しましてですけれども、ただいま答弁にありますように、下水道事業自体は地方財政法第6条において、公営企業であることが望ましいといいますが、公営企業であるということが位置づけられているものでありまして、本来は公営企業、いわゆる民間の企業のように歳入歳出を明らかにして、複式簿記で行って、その財政をよりわかりやすくするものである。ただ、ご答弁にもありましたように、基本的にはこういう施設整備といいますが、が途中のところであれば、ちょっとその負担が使用者だけに偏ってしまえば大変なことになってしまうので、そこら辺を考慮して今はそういう形になっていないというわけでございます。その途中で今回の料金の改定等もあったわけでございますけれども、そうなりますと企業会計に移行しようとするれば、さらなる健全化が求められると、今よりも恐らく下水道料金は上げざるを得ないというふうな、特に隣の日高市はやっておりますけれども、県内で一番下水道料金が高くなっております。そういったことを考えると、逆にそういうふうにしていかななくてはいけないけれども、そういったところの途中であるということでありまして、苦しい選択ではありますけれども、しかしそ

らに向かっていかななくてはいけないということで、時期を見てしっかりと検討されていきながら検討をお願いをしたいと思います。この歳入に関しましては、一つ一つの資産活用を図ったりとか、多大な費用がかかる。ただ、今そういったことに関しましては特別交付税で費用の2分の1は見てもらえるというようなこともあるようでございますので、そういったものを勘案しながら、今後検討のほうをよろしくお願いします。

2番目の下水道料金に関しましては、長期的な検証は余りそぐわないというような答弁がありました。ただ、今の状況ではそれは許されないという形でありましたけれども、実際にはもう普及率が進んでいけば、これから建設の時代から維持管理の時代になっていって、いつまでも石井水処理センターが使えるわけではありませんから、耐用年数しっかりとやっていけば50年とよく言われますけれども、そういった長期の展望に立って、更新のことも考えながらある程度の、ある程度きちんとした計画を立てていただいて、そしてそれに伴った普及率に伴ってこの時期には料金の見直しということで、ある程度スケジュールに乗せていかないと、そのときの市民負担を求めることありますので、そういったことをきちんとしていかなないと、そのときそのときに一々迷いが生じるといいますか、状況に流されてしまうということではないというふうに、それが意味政治の責任であり、行政の責任でもあるということで、今後の検討ということを今答弁の中にありましたのでご期待して、私の一般質問を終了とさせていただきます。

○井上勝司議長 以上をもって一般質問を終結いたします。

◇

◎議長のあいさつ

○井上勝司議長 以上をもちまして、今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、早朝よりご出席いただき、付託されました平成21年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算(第3号)外5件の議案審議に際しまして、熱心にご審議いただき、適切なお結論をいただき、厚く御礼申し上げます。

また、審議に当たりましては、伊利管理者を初め執行部におかれましては、常に誠意を持って審議に協力されましたことに対し、心から感謝申し上げる次第でございます。

さて、年末を迎え、議員各位におかれましては、時節柄各種行事も多く、何かとご多用のことと存じますが、くれぐれもご自愛くださいまして、両市並びに本組合の発展のため、なお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。

◇

◎管理者のあいさつ

○井上勝司議長 管理者からあいさつのため発言を求められておりますので、これを許します。

伊利管理者。

○伊利 仁管理者 それでは、議長よりお許しをいただきましたので、12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合定例会閉会に当たりまして一言御礼のごあいさつを申し上げます。

本日は、定例会に当たりまして早朝より会議を開催していただきまして、ご提案申し上げました案件それぞれ長時間にわたりまして慎重ご審議を賜り、いずれも原案どおりの承認、可決というありがたい結論を賜りました。厚く感謝を申し上げます。また、審議の過程におきましてそれぞれ議員各位からご議論いただき、また貴重なご示唆、ご提言を賜りました。私どもは議会の意を最大限に尊重し、真摯に受けとめ、これからも事務事業の執行に万全を期してまいる所存でございますので、議員各位の変わらざるご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

あと10日余りで新しい年を迎えるわけであります。どうぞ皆様方には来るべき年が輝かしい年でありますように心よりご祈念申し上げ、御礼のごあいさつといたします。

ありがとうございました。



◎閉会の宣告

(午後 零時16分)

○井上勝司議長 これをもちまして、平成21年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。

大変ご苦勞様でございました。